

財団法人 日本セーリング連盟 懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人日本セーリング連盟(以下「連盟」と云う)内の秩序の維持をはかるため、理事会が必要と認めたときに懲戒する。

(懲戒該当事項)

第2条 役員、委員、職員及びメンバーにあって以下に該当する事項がある場合は懲戒する。

- 1 連盟業務に関連して不当の利益を授受したり、連盟に損害を与えた場合。
- 2 故意又は過失によって連盟の名誉を毀損させる行為があった場合。
- 3 業務遂行上正当な理由なく越権専断の行為により職務を妨害した場合。
- 4 連盟の内外を問わず刑罰法規で有罪の確定があった場合。
- 5 スポーツマンシップに関わる重大な不正行為に基づく対応処置が必要となった場合。
- 6 その他、各号に準ずる不都合な行為があった場合。

(懲戒の種類および内容)

第3条 懲戒の種類および内容は次の5種類とし原則として公表する。ただし、特に情状酌量の余地があるか又は改悛の情が明らかであると認められる場合は懲戒を免じて訓戒に止めることがある。

- 1 譴責 始末書を提出させ戒告する。
- 2 職務停止 始末書を提出させ、役員、委員及び職員としての身分は保有するが一定期間職務に就くことを停止し、有給者は減給する。
- 3 役員、委員等の解任 役員、委員及び職員については、本人に予告した日から10日後に解任し、役員、委員への就任資格を凍結する。有給者及び職員は諭旨解雇し退職金は減額支給する。
- 4 メンバー資格停止又は取り消し 本人に予告した日から10日後にメンバー資格の停止又は取り消しをする。有給者及び職員が懲戒解雇に該当する場合の退職金は原則として支給しない。
- 5 前条第5項に係わる制裁処置 該当者には上記各項の処置の他に一定期間レースへの関与を禁ずること又はそれに準ずる制裁処置を行うことができる。

(懲戒委員会)

第4条 該当事項が発生した場合は、理事会に於いて利害関係者を除く5名を選任して懲戒委員会を編成し、委員長を互選して審議する。

(説明、証言、または弁護)

第5条 懲戒の審議にあたって証言又は弁護の必要を認めるときは、本人、証人もしくは参考人を出席させることができる。

(機密の保持)

第6条 懲戒委員会において機密事項としたものについては、出席した者はその機密を守らなければならない。

(決定及び通告)

第7条 懲戒の種類及び内容の決定は、懲戒委員会の3分の2以上の議決で決し、理事会へ決定通知を行うものとする。

2 理事会は、決定通知に基づき審議決定しその実施を行う。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項は、理事会が決定する。

2 第2条第5項に関して懲戒委員会が審議する事案は、最高審判委員会で処置された以外の付議事案を該当事項とする。

3 役員については、寄附行為の関係条項に基づき事後対応する。

4 職員については、就業規則の懲戒条項と合わせて適用する。

5 メンバー資格の停止又は取り消された者から再登録申請があった場合は、理事会で審査する。

附則 この規程は平成18年7月16日から施行する。